

資金移動業者の口座への賃金支払 (いわゆる賃金のデジタル払い) について

厚生労働省労働基準局賃金課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1 制度の概要

2 規制改革実施計画を踏まえたこれまでの対応状況

1 制度の概要

労働者への賃金支払方法について

- 賃金は、労働者にとって重要な生活の糧である。
- このため、労働の対価である賃金が、完全かつ確実に労働者本人の手に渡るよう、労働基準法において、賃金の支払方法について5つの原則が定められている。

<5つの原則>

- (1) 通貨払の原則
- (2) 直接払の原則
- (3) 全額払の原則
- (4) 毎月払の原則
- (5) 一定期日払の原則

通貨払の特例として、労働者の同意を得た場合、
①銀行口座への振込、
②証券総合口座への払込による賃金支払
が認められてきた。

(参考)労働基準法(昭和22年法律第49号)

第11条(賃金の定義)

この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

第24条(賃金の支払)

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

2 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。(後略)

資金移動業者の口座への賃金支払に係る検討の主な経緯

国家戦略特区	<ul style="list-style-type: none"> ■平成29年9月12日国家戦略特区WG 福岡市より、キャッシュレス化による賃金前払により、労働者ニーズに応えるといった趣旨の提案 ■平成29年12月8日国家戦略特区WG 東京都より、ペイロールカード導入により外国人労働者の利便性を高めるといった趣旨の提案 <p>→ その後、同WGにおいてヒアリング対応（平成30年4月20日～令和元年5月27日）。労働基準に関わる問題であるため、特区でなく、全国的な対応の検討が必要と整理。</p>
新しい資本主義	<ul style="list-style-type: none"> ■新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定） Ⅲ．経済社会の多極集中化 2．一極集中管理の仮想空間から多極化された仮想空間へ (4) Fintechの推進 ○ <u>資金移動業者の口座への賃金支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、2022年度できるだけ早期の制度化を図る。</u>

（労働政策審議会での議論等）

令和2年8月～令和4年9月	労働政策審議会労働条件分科会において、資金移動業者の口座への賃金支払について、制度設計に係る議論
令和4年9月～10月	労働基準法施行規則の一部を改正する省令案（資金移動業者の口座への賃金支払を可能とする制度改正の概要）について、パブリックコメントを実施
令和4年10月26日	労働政策審議会労働条件分科会において「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」を諮問・答申
令和4年11月28日	労働基準法施行規則の一部を改正する省令公布
令和5年3月8日	資金移動業者の口座への賃金支払に関する資金移動業者向けガイドライン公表
令和5年4月1日	労働基準法施行規則の一部を改正する省令施行。資金移動業者からの指定申請の受付を開始

<制度設計に関する補足>

※ 指定資金移動業者が破綻した場合の資金保全について

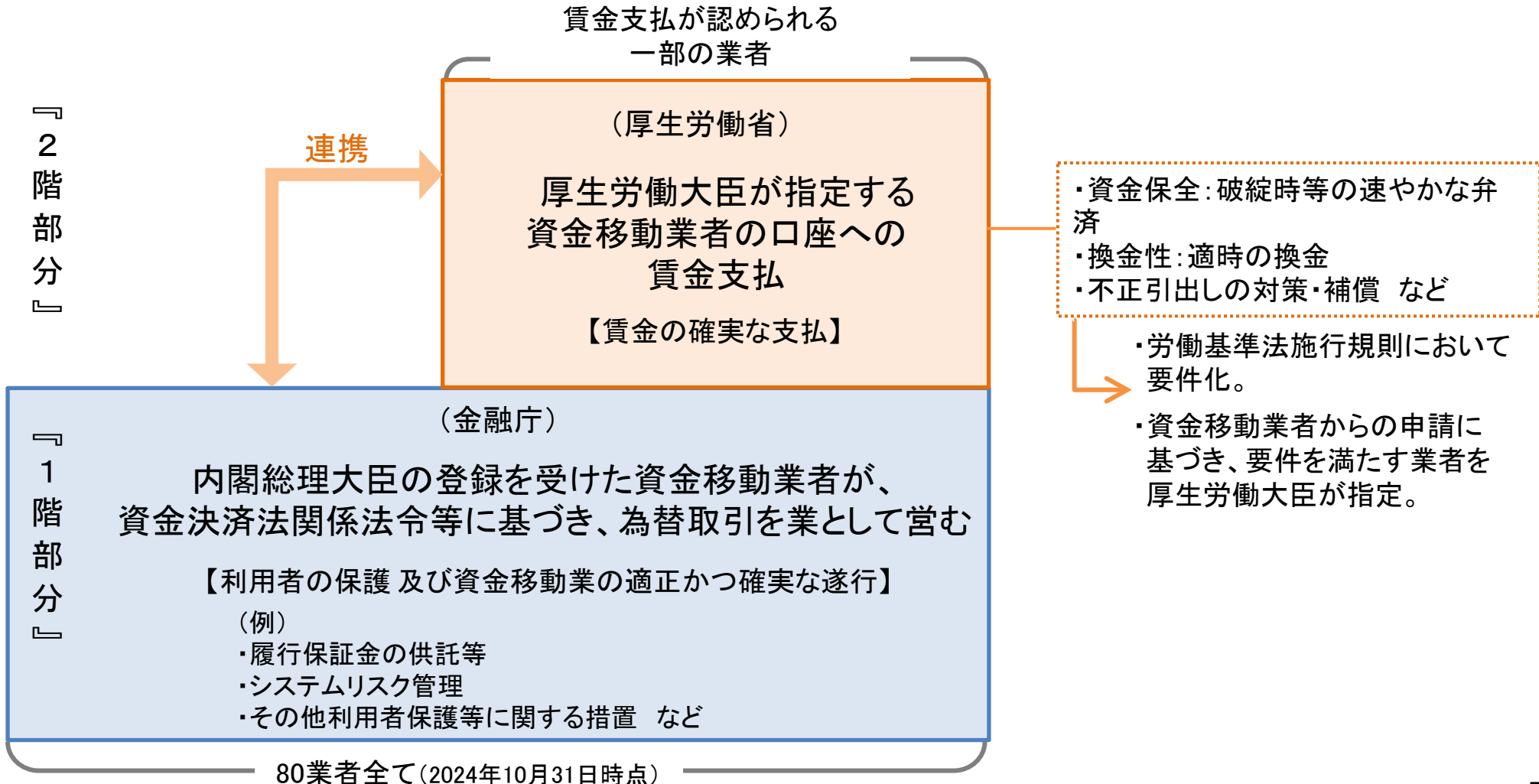
→ 賃金が労働者の日々の生活の糧であることから、労働者保護に欠けることがないよう、資金保全については銀行と同程度の仕組みとすることが必要、との労働政策審議会での議論を踏まえ、実務の実現可能性も考慮しつつ、破綻時において6営業日以内に労働者への返金を行うことを求めることとした。

※ 労働者の代替口座について

→ 指定資金移動業者が破綻した際、労働者に早期に口座残高を返金する仕組みを設けることや、賃金が支払われる口座残高の上限（100万円）を超過した場合の送金先を設定することが必要との労働政策審議会での議論を踏まえ、指定資金移動業者口座の他、あらかじめ代替口座として預貯金口座等を設定する仕組みとした。

賃金のデジタル払いが認められる資金移動業者

- 資金決済法等に基づき、「利用者の保護及び資金移動業の適正かつ確実な遂行」の観点から、全ての資金移動業者に必要な規制がなされている(『1階部分』)。
- 資金移動業者の口座への賃金支払については、『1階部分』に加えて、労働基準法施行規則に基づき、「賃金の確実な支払」を担保するための要件を満たす一部の資金移動業者のみに限定(『2階部分』)。



指定要件

- (1) 使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について(2)の方法によることができるものとする。
※銀行口座への振込、一定の要件を満たす証券総合口座への払込は、引き続き可能。
※資金移動業者の口座への賃金支払について、使用者が労働者に強制しないことが前提。
※使用者は、事業場の労働者の過半数で組織する労働組合(ない場合は労働者の過半数を代表する者)と、協定を締結する必要がある。

- (2) 次の①～⑦の全ての要件を満たすものとして、第二種資金移動業を営む資金移動業者であって、厚生労働大臣が指定する資金移動業者の口座への資金移動

(指定の要件)

- ① 破産等により資金移動業者の債務の履行が困難となったときに、労働者に対して負担する債務を速やかに労働者に保証する仕組みを有していること。
- ② 口座残高上限額を100万円以下に設定又は100万円を超えた場合でも速やかに100万円以下にするための措置を講じていること。
※口座残高100万円超の場合に資金を滞留させない体制整備が資金決済法に基づき資金移動業者に求められていることや、①の資金保全スキームにおいて速やかに労働者に保証できる額は最大100万円と想定していることを踏まえ、破綻時にも口座残高が全額保証されることを担保するための要件。
- ③ 労働者に対して負担する債務について、当該労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰すことができない理由により当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組みを有していること。
- ④ 最後に口座残高が変動した日から少なくとも10年は口座残高が有効であること。
- ⑤ 現金自動支払機(ATM)を利用すること等により口座への資金移動に係る額(1円単位)の受取ができ、かつ、少なくとも毎月1回は手数料を負担することなく受取ができること。また、口座への資金移動が1円単位でできること。
- ⑥ 賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること。
- ⑦ ①～⑥のほか、賃金の支払に関する業務を適正かつ確実にを行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

※ 技術的能力については、例えば、賃金支払いに係るシステム企画・開発管理、システムリスク管理態勢が整備されているか、社会的信用については、例えば、財務状況や資金移動業以外でのコンプライアンス上の問題がないか等を確認。

2 規制改革実施計画を踏まえた これまでの対応状況

規制改革実施計画を踏まえたこれまでの対応状況

○規制改革実施計画(令和6年6月21日閣議決定)

<賃金のデジタル払いの実現>

厚生労働省は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）に基づく資金移動業者の口座への賃金支払制度（賃金のデジタル払い）について、①要件を満たすことが確認できた事業者から早期に指定を行うとともに、資金移動業者の申請に向けた検討の円滑化に資するよう、これまでの指定審査に係る事前相談や、指定審査における厚生労働省からの指摘事項を踏まえた②資金移動業者向けのQ&Aを、令和6年度上期から作成・公表し、順次追加していく。また、指定審査の状況を踏まえ、申請に係る③標準処理期間について2か月程度を基本として設定するとともに、資金移動業者の指定後速やかに規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）で「制度施行から2年経過後を目途に、制度利用状況を基に、必要十分な要件の在り方を含めた課題の有無の検証を開始する」とした措置として、④制度利用状況の把握を開始する。加えて、EBPM（Evidence Based Policy Making）に基づき制度を検証するため、厚生労働省は、⑤資金移動業者の申請件数及び審査状況を速やかに公表するとともに、⑥賃金のデジタル払いに用いるために開設された口座数、利用状況、当該時点での非制度利用者を含む潜在的な制度利用意向等を指標としたモニタリングを毎年実施し、その結果について、本制度の適切な運用に資する観点を踏まえ公表する。

①要件を満たす事業者の指定

- ・ 令和5年4月の改正労働基準法施行規則施行後、4社から指定申請があり、指定審査を開始。
- ・ その後、令和6年8月9日、PayPay株式会社を指定資金移動業者として指定。
- ・ 残り3社については、引き続き指定審査を実施中。

規制改革実施計画を踏まえたこれまでの対応状況

② Q & A の作成・公表

- ・ 令和6年8月9日、資金移動業者向け Q & A を厚生労働省 HP に掲載。今後も、指定審査の状況を踏まえて事例を追加予定。

(指定代替口座の有効性の定期的な確認について)

Q & A では、「改姓改名等で口座名義が変更されないままの状態や、解約等で有効でなくなった預貯金口座が登録されているなどの場合、受入上限額の超過分の送金や弁済に時間を要する可能性があるため、指定資金移動業者には、指定代替口座の有効性の定期的な確認を求めています。」と記載している。確認頻度については、不測の事態に備えるため、日々確認出来ることが望ましいが、資金移動業者が自身のシステムやサービス内容等を踏まえ、必要と考える方法において合理的な期間を設定していると認められるものであれば指定要件を満たすこととしている。

③ 標準処理期間の設定

- ・ 指定審査は初めての取組であり、どの程度の期間が適切であるか不明であったため、制度設計時には設定しなかったところ。
- ・ 規制改革実施計画及び指定審査の実績を踏まえて、速やかに、2か月程度を目処に設定する予定。

④ 制度利用状況の把握

- ・ 指定資金移動業者に対し、四半期ごとに労働者指定口座の残高報告書を求めることとしており、指定資金移動業者である PayPay 社について、定期的な把握を行っていく。

⑤ 審査状況の公表

- ・ 厚生労働省 HP において、申請件数及び審査状況を公表。
- ・ 指定審査状況に変更があった場合には、速やかに更新。

⑥ モニタリングの実施

- ・ 令和6年度中に、無作為に抽出した使用者及び労働者を対象として、制度の利用意向に係るアンケートを実施予定。

保全方法の見直しの方向性 (案) 全体像

- 資金移動業は、創設後10年以上が経過する中で、これまで破綻事例はなく、日常生活で幅広く利用され、決済インフラとして定着しつつある。同時に、高額送金を含む多様な送金ニーズに対応する形で、事業者から様々なサービスが提供される中、資金移動業者の破綻時において、利用者に対して迅速かつ確実に資金を返還する必要性が高まっている。
- 更に、金融商品取引業者や賃金のデジタル払いの例の様に、利用者資金の還付手続をより迅速に進めるための実務上のノウハウの蓄積も見られる。
- 上記を踏まえ、既存の資金返還方法に加えて、信託会社等や銀行等から直接返還する方法も認めることが考えられる。なお、新しい返還方法であっても、利用者保護のために必要な場合等には供託命令を発出できるようにすることが考えられる。
- また、新しい返還方法を採用したとしても、保証機関による直接返還については、保証機関が破綻することがないよう健全性に係る基準を満たす銀行等とすること、信託会社等による直接返還については、信託財産の適切な管理のため受託者を信託会社等とし、受益者代理人を弁護士や公認会計士等とすることが考えられる。

